

15. 学生生活

本学は幅広い教養と専門知識を身に付けた人材の育成の責務と共に学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質・能力を十分発揮させるために、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導・助言を適切に行う。従って、以下の到達目標を掲げる。

- ・学生への経済的支援について、各種奨学金の受給状況や返還状況を学内独自の奨学金基金の充実を考慮しつつ、全国大学の平均水準を保つ。また、各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供について、「学生生活実態調査」から評価し、良好な状態を保つ。
- ・学生の心身の健康保持・増進や快適で安全な学生生活の確保について、生活相談の件数および内容の変遷を「学生生活実態調査」などから評価し、良好な状態を保つ。また、不登校の学生への対応については出席調査およびその後の追跡調査結果から統一した指導マニュアルを作成する。
- ・学生の進路選択に関わる指導については就職内定率、進学率、求人社数のみならず、進路指導を受けた学生に対するその満足度調査から評価し、良好な状態を保つ。

(一) 学部学生の大学生活への配慮

(1) 学生への経済的支援

現在本学の学生が受けている経済的支援は以下のような内容である。

(イ) 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構奨学金は第1種（自宅外通学：月額63,000円、自宅通学：月額53,000円）、第2種（3万円、5万円、8万円、10万円から希望の金額を選択）からなる。平成16年度の本奨学金新規受給者は488名で、継続分を含め1,593名（1種：347名、2種：1,246名）であり、在学生4,425名の36.0%を占める。そして、1年次予約奨学生は169名（1種33名、2種136名）である。

日本学生支援機構奨学金の募集については年度初めに学内掲示を行い、募集説明会の案内を行っている。出席者に必要書類を配布し、その後、提出された申請書類の家計状況や総所得に応じ、規定のソフトを用いて序列化し、推薦案を作成している。学生部長（委員長）、教務部長、学生委員会委員1名、教務委員会委員1名、学生事務部長、教務事務部長で構成される本奨学生選考委員会で審議され、推薦者が決定される。また、年度末には学業成績について、当該機構の審査があるため、関係資料の提出要請に応じている。

平成12年度から平成16年度までの日本育英会および日本学生支援機構の新規採用者数は年度順に、466名、297名、405名、373名、488名である。1年次生の予約奨学生は平成13年度60名、14年度117名、15年度118名、16年度169名であり、平成

13年度からの増加は109名である。第一次の不採用者数は平成13年度および14年度それぞれ156名、101名であったが、当該年度内にほぼ採用され、平成16年度応募者は第一次審査で全て採用された。

延滞率は平成15年度3月末時点で第一種奨学金12.3%（延滞者数150名、要返還者数1,219名）であり、第二種奨学金（きぼう21プラン）11.6%（延滞者数87名、要返還者数747名）とともに私立大学平均（第一種：12.0%。第二種：11.1%）とほぼ同等の値を示した。そして、この率は第一種、二種ともに平成12年度から大きな変化はない。リレー講座加入率についても第一種95.2%、第二種奨学金（きぼう21プラン）で95.1%を示し、ともに私立大学平均値（第一種：95.1%。第二種：94.8%）とほぼ同等の値である。

（ロ）地方公共団体奨学金

平成16年度地方公共団体奨学金新規受給者は3名であり、継続分を含めると、66名（1年生3名、2年生19名、3年生17名、4年生27名）であり、在学生の1.5%である。

地方公共団体奨学金の募集については学内掲示を行い、学生課窓口を訪れた希望者に逐次、申請要領の説明を行った上で、願書等の必要書類を配付している。応募された書類及び所得証明書等の必要書類は点検後、各公共団体に送付している。採否の通知は各個人もしくは大学宛に行われており、採用された学生については口座等の提出依頼があり、書類提出後奨学金が振り込まれている。また、年度末には当該団体より学業成績の報告依頼があり、それに応じている。

（ハ）特別奨学制度

学業、特技、経済的事由による各特別奨学生制度を設け、それぞれの選考規定で授業料半額および全額免除の経済的支援を行っている。

平成16年度の学業特別奨学生は1年次生28名（内全額免除2名）、2年次生28名（内全額免除1名）、3年次生30名（内全額免除1名）、4年次生31名（内全額免除1名）、合計117名である。また、特技特別奨学生（全額免除）は1年次生26名、2年次生26名、3年次生23名、4年次生18名、合計93名であり、経済的事由による特別奨学生（半額免除）は30名であった。そして、平成16年度の特別奨学生は合計240名であり、全在学生の5.4%である。

学業特別奨学生は新入生については入学試験結果を基に特別奨学生選考委員会が決定し、2年次以降については、各学科の成績優秀者2名を当該学科が推薦し、教務委員会での審議を経て特別奨学生選考委員会で決定されている。特技特別奨学生は強化クラブ所属学生を対象に審査されるが、年度ごとに特別奨学生選考委員会を開催し、学業成績不良者については取消措置をとっている。なお、平成16年度より新たに、経済的事由による家計困窮者を対象とした奨学制度を特別奨学生制度の中に追加した。この審査も特別奨学生選考委員会で行っている。

(二) 外国人留学生の経済的支援

平成 16 年度の外国人留学生奨学金受給者は学習奨励費 4 名、月額各 52,000 円、福岡留学生奨学金 1 名、月額 20,000 円である。

外国人留学生を対象とした奨学金の募集告知は留学生用の掲示板で行い、学生課留学生担当窓口で申込受付を行っている。推薦者の決定は各奨学金の選考基準に基づき、学生委員会が慎重審議し、行っている。

また、外国人留学生全員に授業料半額免除措置をとっているが、成績不良者にはその休止措置がとられる。平成 13 年度から 16 年度までのその採用者は年度順に 2 名、13 名、21 名、35 名であり、休止者は同様に 1 名、1 名、2 名である。

(ホ) 本学同窓会育英奨学金

平成 11 年度より年間 5 名枠で本学同窓会の奨学金制度が施行され、授業料の半額 (365,000 円) を支給している。

(ヘ) その他の経済的支援

平成 16 年度より民間団体の奨学金として、松井奨学金および村上奨学金が加わった。前者は私立大学では本学学生のみ 6 名が採用され、月額 3 万円給付されている。また、後者は 3 名で前者と同額の給付金額であるが、本学学生のみが対象である。

学生の災害保険制度は在学生全員が「学生教育研究災害保険」に加入しており、学内外を問わず、課外活動中などの学生生活を補償している。そして、その請求件数は 14 年度 22 件、15 年度 19 件、16 年度 9 件であった。

また、平成 15 年度より就職支援として関東、東海、関西地区への就職活動者へ旅費の援助を行っている。詳細は「(3) 就職指導」で述べる。

この他にも、日本学生支援機構の有利子奨学金と同程度の低金利教育ローン等を紹介している。これに対しては学生、父母はもとより、教職員からも多数の問い合わせがあり、経済状況が今日の学生の生活に与える影響をより真摯に受け止めなければならないものと再認識している。

平成 14 年 12 月に情報工学部および工学部、また平成 15 年 5 月に社会環境学部の各 3 年次生を対象に「学生生活実態調査」を行った。その結果によると情報工学部および工学部では奨学金を受給している学生のうち、「奨学金の受給がなければ修学困難」と答えた者 70.0%、「受給がなければ修学不自由」と答えた者 27.9%、「修学に影響なし」と答えた者 1.4%であり、「修学困難および修学不自由」と答えた者が全体の 97.9%を占める。平成 12 年度の同様の調査では「奨学金の受給がなければ修学困難」、「受給がなければ修学不自由」と答えたものはそれぞれ 60.0%、27.9%であり、全体の 87.9%を占めていたが、この 3 年間の増加は 10 ポイントである。社会環境学部の場合、「奨学金の受給がなければ修学困難」と答えた者は 38.9%、「受給がなければ修学不自由」と答えた者 58.3%、「修学に影響なし」と答えた者は 2.8%であった。

このような調査結果から本学独自の奨学生制度の拡大や、他民間団体の奨学金制度

の活用のみならず、短期貸付、授業料の延納や分納等についての規程を整備する必要がある。特に、短期貸付、授業料の延納や分納等については平成18年度までに学生委員会において、それらの必要性を検討する。

なお、平成18年度には全学部同時に「学生生活実態調査」を行い、経済的支援に関する再点検・評価を行う。

(2) 生活相談等

(イ) 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

・健康診断

定期健康診断は学校保健法に基づき、毎年4月に全学生を対象に実施している。診断項目は胸部レントゲン間接撮影、尿検査、身体測定（4年生次生のみ）である。そして、胸部レントゲン検査、尿検査に異常所見が認められた場合は精密検査を受けさせている。平成13年度からの受診状況を表15-1に示した。平成12年度の全体の受診率は91%であったが、その後は平成15年度を除き80%台である。

平成14年度まで定期健康診断は新入生には行わなかったが、平成15年度からは入学直後にも定期健康診断を行っている。そして、健康診断書の発行は平成9年度より学生証を利用した自動発行機（パピルスメイト）を設置し、学生の本証書の入手を迅速可能にした。

表15-1 過去4年間の定期健康診断受診率 (%)

年度	1年生	2年生	3年生	4年生	全体
平成13年度	-	81	84	94	86
平成14年度	-	89	83	95	89
平成15年度	97	89	87	95	92
平成16年度	98	88	77	81	86

・保健室利用状況

平成13年度から15年度までの保健室利用状況を表15-2に示す。平成12年度の保健室利用状況は、疾病などが1,782件、保健指導などが94件、合計1,876件であった。平成13、14年度はそれぞれ1,825件、1,905件、平成15年度は1,154件の利用数を示した。

平成15年度の保健室利用状況はそれ以前と比較し、利用件数が極度に減少した。第Ⅱ期施設整備のため、保健室を7号館に臨時に移設したことによる、利便性の低下がその原因と考えられる。しかし、平成16年度4月より、キャンパスのほぼ中央部に位置するB棟の地下一階に拡張のうえ、再移設した。

また、平成15年度から福岡和白病院副院長を学校医に指定したことにより、保健

室では学内で生じた疾病や負傷事故などの応急処置にとどめ、速やかに本学指定の病院で治療するように指示している。これに関し、特別な問題点は現在のところ見当たらない。平成13年度の保健室からの医送発生件数は12件（外科2件、内科2件、整形外科6件、眼科2件）であり、平成14年度は15件（外科5件、内科3件、整形外科4件、眼科2件、泌尿器科1件）、平成15年度は内科のみ3件である。また、平成15年度から毎月2回学校医による健康相談を実施したところ、初年度の相談者数は68名であった。

なお、平成14年度よりアルコールパッチテストを実施し、初年度には731名、次年度には1,239名がこのテストを受けた。そして、特に1年生にアルコール耐性について認識させることによって、飲酒による事故防止に努めている。

表15-2 保健室利用状況（件）

年度	内科系	外科系	眼疾患	皮膚疾患	歯疾患	相談・その他	合計
平成13年度	1,285	376	38	25	12	89	1,825
平成14年度	1,388	351	26	50	12	78	1,905
平成15年度	775	278	10	20	5	66	1,154

(ロ) ハラスメント防止のための措置の適切性

学生委員会はセクシャルハラスメント防止対策について他大学の実施例等を参考に検討してきたが、本件は法人の規程として制定すべき内容であるとの結論に至り、その旨を法人へ報告した。その結果、「セクシャルハラスメント防止に関する規程」が定められ、平成13年4月からセクハラ防止対策委員会が設置された。

規定以外に①セクシャルハラスメントを行わないために教職員が認識すべき事項、②就労上または就学上の適正な環境を確保するために認識すべき事項、および③セクシャルハラスメントに起因する問題が生じた場合において教職員に望まれる事項を内容とした「セクシャルハラスメントの防止のために認識すべき事項についての指針」を制定した。さらに、規定12条第6項に基づき「セクシャルハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項」や「セクシャルハラスメント防止等の体制」を制定している。

セクシャルハラスメント防止対策については平成13年3月29日セクハラ相談員研修会を開催し、規定の概要や相談委員の留意すべき事項について説明した。なお、相談員は学生相談各学部教員計3名、非常勤カウンセラー1名、職員4名（男女半数ずつ）である。また、同年5月1日第1回セクハラ対策委員会を開催し、本件規定制定に至るまでの経緯および当日までの周知徹底状況や規定説明を行った。そして、セクハラ防止対策委員会の役割確認を行った。

新規採用教員には「セクシャルハラスメント防止に関する規程」および「セクシャルハラスメントの防止のために認識すべき事項についての指針」について着任時に周知させている。また、新入学生には入学時に学生用パンフレットを配布し、周知徹底を図っている。さらに、学生生活カウンセラーの紹介ポスターを学内数カ所に掲示し、その相談内容の中にセクシャルハラスメントの事項を明記している。

(ハ) 生活相談担当部署の活動上の有効性

学生生活相談については平成13年度より、専門カウンセラー3名と本学教員カウンセラー3名（各学部から1名）を配置した。また、平成13年度は本学カウンセラーによる学生相談室を、別館1階から本館1階へ移転し、専門カウンセラー室と区別した。また、同年度開設した社会環境学部には女子在学生在が比較的多いことから、平成14年度より女子教員のカウンセラーを加えた。そして、平成15年度は第Ⅱ期施設整備により専門カウンセラーによる学生相談室および保健室が旧7号館に移転し、本学教員カウンセラーによる相談室をA棟に移転したが、平成16年4月よりこれらの施設を全てB棟に再移転した。このことから、カウンセリング室やその内容について周知させるため、パンフレットを作成して学生に配布した。また、平成13年度よりグループカウンセリングを開始し、初年度は72名（23回実施）の学生が参加した。

平成12年度の来談者数が91名であったのに対し、平成14年度178名であり、さらに平成15年度はカウンセリング室が仮移転したにもかかわらず176名を示し、来談者数はこの2～3年で倍増している。これは継続相談者の増加によるものであり、新規の相談者数は毎年度40～50名に留まっている。

平成13年度の相談者は新規と継続が約半数ずつであった。学業関連（学業、休学・退学、就職、将来の方針など）の相談は平成12年度の57件に対し、86件であった。このことは平成13年度の留年生が多数（4年生約70名、3年生約150名、2年生約260名）出現していることと関連づけられる。そして、心と体の問題（精神的・心身的、恋愛・性、人生観など）のうち、精神・身体的相談が前年度の23件から50件へと増加した。平成14年度の来談区分では、新規が42名、継続が136名である。相談内容については、精神面に関する相談が最も多く、次いで就学上や進路・将来についてであった。心と体の問題のうち、精神的・身体的相談は89名と引き続き増加している。平成15年度の来談区分では、新規が32名、継続が144名である。学生生活関連では、対人関係が21名から68名へ前年度より増加したのが特徴的であった。

前述した「学生生活実態調査」では悩み事の有無について、工学部および情報工学部では44%が肯定しており、社会環境学部の場合でも49%を示した。また、カウンセラー制度の認知度については、「知らなかった」と答えた者は情報工学部および工学部と社会環境学部それぞれ36%、27%である。これらの結果から、少なくとも保健室や生活相談施設の場所とその利用価値について、より学生に周知させるよう努力しなければならない。

カウンセリング総来談件数は増加しているが、各学部の教員カウンセラーへの来談数は増加していない。一方、身体の異常を訴えて保健室を利用する学生の中に、精神的な問題を抱えた学生の相談が増加しており、その対応に追われているのが現状である。これらの変化は平成 13 年度より従来、理系のみでの学部構成であった本学に文系の社会環境学部が加わったことや女子学生が増加したことに原因しているとも考えられる。これらの問題解決のため、平成 18 年度までに学生委員会に学生相談に関わる小委員会を設置し、少人数ゼミやオフィスアワーの設置動向も視野に入れ、学生相談のシステム化を図る。

不登校学生については、学生委員会に留年・休学・退学問題小委員会を設け、その対応にあたってきた。平成 13 年度に欠席調査と多欠席学生指導の方法が当小委員会から提案され、学生委員会で承認された。平成 14 年度からは、これに基づいて学生指導を行っており、効果的な留年・休学・退学対策についても検討を重ねている。当面の検討課題として、父母後援会の個人面談の有効活用、学生課・教務課による新入生脱落防止対策、学科独自の学生指導の充実とその経験交流により大学全体としての学生指導体制の構築 3 点を挙げており、このことも平成 18 年度までに学生委員会で結論づける。

(3) 就職指導

(イ) 学生の進路選択に関わる指導の適切性

平成 14 年 12 月の情報工学部および工学部における「学生生活実態調査」と、平成 15 年 5 月の社会環境学部の同調査によれば、「就職や進路のことで悩んでいる」と回答した学生が最も多く、情報工学部および工学部と社会環境学部それぞれ 77%、57%であった。各学部とも 3 年生が調査対象であるが、かなり多くの学生が就職や進路について戸惑いを示している事が分かる。

本学ではこれらの実態も考慮し、低学年次における進路指導を重要し、早期の就職観の確立やその動機付けに役立てている。毎年入学してくる約 1,000 名余りの新入生全員を対象に、就職状況、企業環境、企業の求める人材、学内就職関連行事やその他の留意点についてオリエンテーションを実施している。そして、2 年次には当該年度の内定者から就職活動体験談を聞く会を開催している。また、平成 15 年度より工学部においてスキル教育科目の中にキャリア設計分野を設け、2 年次に進路設計および就業実習を開講することにした。さらに、平成 16 年度からは情報工学部も同様のカリキュラム設定を行った。

高学年次においては職業適正の把握や選択能力向上を目的とした指導を行っている。平成 13 年度より、3 年生を対象に職業適性検査を学科単位で行い、それに当該学科教員の協力も得ることによって、その受講率は平均 80%に達した。SPI 適性試験は多くの企業が採用しているという学生の認識もあり、その受験率は例年 7 割に達する。ま

た、プログラマ適性検査は情報工学部の学生が大半を占めている。試験対策の強化として一般常識検査を新しく実施し、職業選択能力向上のため、自己PRやディベートなどの講座を新設した。なお、平成13年度より職業選択能力向上のための指導等についてはエクステンションセンターへ管理運営を移行し、各種就職支援講座や研究会等を開催することにした。公務員試験対策講座の参加希望者は約200名におよぶが、通年制のカリキュラムであることや休日を返上した過度な日程などの理由から、一貫して受講する学生は30名程度である。

就職面談会のほとんどは学内で開催している。学内での合同企業面談会は、就職活動の早期化に伴い2月から開始し10月までに最低4回の企業面談会を実施している。ここでは、低学年次生の見学も可能にすることで、早期の就職観の確立やその動機付けに役立てている。特に4月に開催している「OBによる企業セミナー」への学生の関心が高く、内定率向上に大きく寄与していると考えられる。その他、個別指導をさらに充実させるため、学内で模擬面接やインターネット講習会なども開催している。特に模擬面接は、過去の企業での人事経験者が主に担当しており、学生にとっては実際の緊張感を体験でき、面接官の事後のアドバイスも個人の自己発見・自己開発に繋がることから好評である。

低学年次から進路指導を行うことは、単に、卒業前の就職活動やその他の進路決定を円滑に行わせるためのみならず、学部のカリキュラム下での学習効果にも大きな影響を与えている。学生のほとんどは、大学入学以前は十分な職業教育は受けていないのが現状であり、従来のように大学3年次の後半から行われてきた就職指導で、その意識を高めることは容易ではない。このことは大学新卒者の3年後の離職率が3割を超えることやフリーターの増加などが社会問題視されることと関連している。また、本学においても、就職の一時見合わせを希望する学生数が増加しているが、このことは低学年時の進路指導の浸透度が充分でないこととは無関係ではない。その対策として、工学部および情報工学部においてはキャリア教育科目を新設したが、その受講者は未だ卒業年次には達していない。また、社会環境学部では、平成17年度から1年次にキャリア科目を配置し、必修科目とする予定である。したがって、キャリア教育科目の成果については、今しばらくの期間を経て評価して行きたい。

(ロ) 就職担当部署の活動上の有効性

表15-3に過去3年間の就職希望者率および内定率を示し、表15-4、5、6に求人状況を示した。求人依頼は毎年1月に過去の採用実績企業や求人依頼の企業に対し、約6,000通を発送している。そして、平成13年度より内定率は95%台を確保してきた。

表 15-3 過去3年間の就職希望者率および内定率（人、％）

年度	卒業者	希望者	進学者	希望者率	内定率
平成13年度	851	631	60	74.1	95.4
平成14年度	931	636	67	68.3	95.6
平成15年度	857	602	56	70.2	95.2

表 15-4 求人状況

年度	求人社数	就職希望者数	求人倍率（倍）
平成13年度	1,688	631	2.7
平成14年度	1,624	636	2.5
平成15年度	1,563	602	2.6

表 15-5 地区別求人状況（社）

年度	福岡県	九州	中四国	関西	関東	その他
平成13年度	348	153	228	205	676	78
平成14年度	328	185	205	150	639	117
平成15年度	325	147	203	160	603	125

表 15-6 業種別求人状況（社）

年度	製造業	建設業	卸小売業	情報関連	サービス	その他
平成13年度	427	141	338	417	264	101
平成14年度	374	107	324	435	279	105
平成15年度	396	111	311	393	265	87

本学における就職の指導および支援体制は就職斡旋委員会規程に基づく就職斡旋委員会と学校法人組織規則に基づく就職課により組織されている。さらに、平成11年度より理事を委員として含む就職分科会および元父母後援会会長経験者による参与会が各地区父母後援会などの協力を得ながら就職先の開拓を中心に検討している。また、平成13年度から社会環境学部第一期生に対する就職支援対策委員会を発足させた。以下に各委員会および就職課の概略を述べる。

・就職斡旋委員会

委員は学生部長、各学科就職担当教員、大学院各専攻就職担当教員、学生部事務部長、学生部事務次長就職課長で構成されている。同委員会は、年間の就職事業計画に基づき、就職ガイダンス、学内合同企業面談会、企業開拓、各種就職対策講

座などの決定および各学科の内定者の確認などを目的として月1回の頻度で開催されている。

- ・就職分科会

就職分科会は学生の就職斡旋に関する諸問題を考えていく分科会として発足されたものである。常務理事を委員長として、委員は理事2名、評議委員、工学部長、情報工学部長、社会環境学部長、短大学生部長、短大教務部長、高校進路指導主事、学生部事務部長、学生部事務次長、就職課長、短大進路相談課長で構成され、月1回開催されている。

- ・社会環境対策委員会

学長を委員長として、理事、社会環境学部長、社会環境学科長、外部アドバイザー、学生部長、社会環境学部就職委員、工学部就職委員、情報工学部就職委員、学生部事務部長、学生部事務次長、就職課長で構成され、月1回開かれている。

- ・参与会

参与会は元父母後援会会長経験者がメンバーとなり、年間3回程度開催されている。現在、大分県、北九州、鹿児島県、広島県、島根県、山口県、東海地区、長崎県、福岡県の9地区、計9名で構成されている。

- ・就職課

就職課には次長以下専任4名、嘱託職員1名、派遣職員4名、臨時職員1名の計10名が配置されている。主な業務は、年4回の学科別就職ガイダンスと年4回の学内合同企業面談会である。さらに、2ヶ月間におよぶ進路登録カードの受付と就職指導を目的とした個人面談の実施および履歴書の書き方講座、話し方講座、自己PR講座、ディベート講座など外部講師による各種講座の企画運営を行っている。さらに、職業適性検査、SPI検査、プログラマ適性などの各種適性検査も実施している。定型業務としては、求人依頼受付、求人・企業情報入力、企業情報管理ならびに会社説明会等の案内である。学生の就職相談は相談コーナーを設け、平成16年度より学科ごとにテリトリ制を敷き、就職斡旋をはじめ、履歴書の書き方、自己PRの方法など細部にわたる相談・指導を行っている。

上記委員会や、就職課を中心に、本学では平成12年度より、就職に関する現状理解を深めるため、学生の保護者にも就職説明会を実施してきた。平成13年度には会場を12会場に拡大し、各地域の後援会の協力を得ながら企業との交流会も実施している。

一方、平成16年度で完成年度を迎えた社会環境学部は、本学初の文系学部生の就職であることに配慮し、就職研究クラブ（「ジョブハンティングクラブ」）の結成等の支援も行った。学生主導の就職活動を展開している本クラブは、4年生のみならず当クラブ所属以外の学生の就職意識高揚にも影響を与えており、一期生については高い就職内定率は2月末現在、95%を示し、女子学生は100%を達成した。

工学部および情報工学部の就職内定率は平成10年度から平成12年度まで、順に、88.7%、90.0%、92.2%であった。平成13年度以降は常に95%を維持しており、福岡県のみならず、全国平均も上回っている。特に女子学生の内定率は高い。この点は、他大学と比較しても充分評価できる。このような結果については、就職指導體制が就職斡旋委員会、就職課のみならず、理事を委員として加えた就職分科会や元父母後援会会長経験者による参与会からの協力を得ることによって全学的に、また広域に就職支援が遂行出来るようになったことが要因として挙げられる。

しかし、学生の就職先の地区別比較では、関東・関西地区への就職が減少しており、相対的に福岡・九州地区の地元志向が強まる結果になっている。また、業種別比較では、情報関連、機械販売への就職が減少し、上場企業への内定者が減少している。反対に卸小売、サービス業への就職が増加し、特にアウトソーシング、技術保守業での増加が著しい。求人社数に関しては、平成13年度以降求人倍率は大きく変化していないものの、全体の求人社数は徐々に減少しており、特に関東、関西地区の減少が目立つ。業種別にみると、サービス業以外の求人が減少傾向にある。

以上のことから、内定率の向上のみを進路指導の評価対象とするのではなく、就職率の向上に注力し、民間企業にあつては上場企業等社会的に評価が高く、より整合性のとれた就職斡旋を行う。また、公務員対策および今後、文系学部で増加が予測される留学生の就職対策についても課題とし、平成18年度までに就職斡旋委員会で検討する。

一方、一般的に就職活動の主体はインターネット化されたことにより、学生個々の就職活動が把握し難くなったといわれているが、本学にあつては平成16年度より学科別に担当者を配置したことで、その改善も顕著であることから、今後この体制を強化する。

さらに、例年実施している卒業生を対象とした就職先の満足度調査の内容、方法の再検討を平成18年度までに就職斡旋委員会で行う。

(4) 課外活動

本学の課外活動は学生自治会組織の中の体育会や学術文化会が中心となって運営している。平成16年度の学生のサークル（文化会、体育会、自治会）加入率は22%（文化会365名、体育会653名、自治会36名、計1,054名）であり、うち1年生加入率は29%（分化会149名、体育会197名、自治会23名、計369名）であった。加入率は、約10年前から減少傾向にあり、その要因として、本学が理系学部中心であり履修時間が過密化してきたことや、長期化する経済の低迷等が挙げられる。さらに、ここ数年間キャンパス内が整備計画期間にあつたため、サークル活動に支障がでたことも否めない。しかしながら、平成13年度に文系の社会環境学部が開設したことで、学生の活動に多彩さがみられるようになり、平成16年度のサークル加入率は前年度の17%からやや回復した。

自治会に所属する団体の課外活動に関する直接的協力は学生課が中心に行い、大学の専任教員も部長、顧問として指導・助言にあたっている。そして、学生の課外活動に関する事項は学生委員会で審議される。部室、運動施設、講義室等、部活動に必要な学内施設の使用にあたっては、それぞれの部の正常な活動と運営が実施されるように当該施設の管理部署で調整が図られている。また、部活動の基盤となる部費においては、学生から徴収した自治会費が充てられており、学生総会において各団体の予算、決算の承認を得たのち執行に至っている。なお、大学、同窓会、父母後援会から自治会に助成がなされることもある。なお、体育系では硬式野球部、ラグビー部を、文化系では吹奏楽部を強化クラブに指定している。

付記するまでもなく、社会や価値観の多様化が進む中、学生に健全な意識を育ませながら、充実した学生生活を送らせ、卒業時までの付加価値に結びつけることは課外活動の充実に負うところが多い。キャンパス整備がほぼ完了しつつある今日、この機会に課外活動の意義・必要性について教職員間で再確認すべきであり、充実策を検討したい。さらに、部長・顧問、監督等による指導体制や財政的支援体制の再検討についても今後の課題としていきたい。そのために、平成17年度には学生委員会と体育施設運営委員会と共同でこのことについて検討する。